



令和5年7月11日

各 位

会社名 株式会社ウェッジホールディングス
代表者名 代表取締役社長兼CEO 此下 竜矢
(コード2388 東証グロース市場)
問合せ先 開示担当 小竹 康博
(TEL 03-6225-2161)

J Trust Asia が Group Lease PCL に対して再度会社更生手続を申請

当社グループの持分法適用関連会社である Group Lease PCL (以下 GL) は 2023 年 7 月 10 日、日本の上場企業である J Trust Asia Pte. Ltd (以下 JTA) がタイ中央破産裁判所に対して会社更生手続を申し立てたとの通知を 2023 年 7 月 8 日に受けたとタイ証券取引所に開示しましたのでお知らせします。

JTA は、2018 年 1 月 10 日に GL に対して会社更生手続の申立てを行いました。裁判所により棄却、判決は確定しております。GL はその申立てにより被った損害の賠償を求めており、現在も訴訟が係属しております。また 2023 年 4 月 20 日に JTA は GL に対する会社更生の申立てを行いました。2023 年 4 月 25 日に JTA は申立てを撤回し、裁判所は申立ての不受理を決定しております。

本件以降も GL は従来同様の通常業務を行うことが可能です。過去の申立てに関して裁判所が判断したように、当社は毎四半期毎に GL が十分な資産を有しており破産状態にないことを確認しております。当社は JTA が根拠のない申立てを行っていると考えており、本件に対して生じる影響に関しても GL が JTA に更なる損害賠償を求めていくことを支援してまいります。

GL の開示した内容の原文はこちらの URL をご参照ください。

<https://grouplease.international/newsroom/0799NWS100720231813030041E.pdf>

下記に内容を日本語訳しお知らせいたします。

参照 : GL 17/2023

2023 年 7 月 10 日

件名 : 当社に対する会社再生手続の請求書提出に関するお知らせ

宛先 : タイ証券取引所 社長殿

Group Lease PCL (以下「当社」) は、2023 年 7 月 8 日に J Trust Asia Pte. Ltd. (以下「JTA」) が当社に対する会社更生手続の請求を 2023 年 6 月 30 日中央破産裁判所に (以下「裁判所」) に提出したことについての通知を受けたことをお知らせします。裁判所はこの申立てを受け 2023 年 8 月 28 日に審議を予定しています。

当社は、当社の資産が負債を上回っており、支払い不能状態にはないことをお知らせします。そのため当社は JTA が行っている数多くの訴訟と同じく、裁判所に対してそのような申立てを却下されるよう異議申立てを行います。また、当社は、法律、規則、規制、および良好な企業統治ガイドラインに従って、通常通り業務を運営し続けます。当社は JTA とその関連会社に対し、このような行いにより引き起こされた如何なる損害に関しても、法的処置を実行する権利を留保していることをお知らせします。本件に関して進展があった際には、タイ証券取引所を通じて直ちに公開いたします。

新たな情報もたらされました際は、改めてお知らせいたします。

以上、謹んでお知らせいたします。

此下 竜矢

Deputy Chief Executive Officer